### 子どもの安全と安心を讃る養育スック

~被措置児童等虐待に陥らないために~



平成 22 年 3 月

神奈川県社会福祉協議会児童福祉施設協議会 被措置児童等虐待対応指針研究会

#### はじめに

平成 21 年 4 月に施行された児童福祉法等の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 85 号)により、被措置児童等虐待の防止のための枠組みが規定されました。

そのため厚生労働省は、被措置児童等虐待防止対策の促進には、子どもの権利擁護という観点から、子どもたちが安心して生活を送り、適切な支援を受けながら、自立のための環境を整える取組を進めることが必要であるとし、「被措置児童等虐待」に着目した『被措置児童等虐待対応ガイドライン』(以下、「ガイドライン」)を発出しました。

神奈川県社会福祉協議会児童福祉施設協議会(以下、児童福祉施設協議会)では、様々な事情により施設等で生活することを余儀なくされた子どもたちの人権を侵害する行為は絶対にあってはならないというガイドラインの趣旨を受けるとともに、県内社会福祉施設で促進されている小規模化・ユニット制による住環境の個室化に伴う「ケアの孤立化・密室化」の予防のため、また、家庭を離れた疎外感、自己喪失感、不信感などからくる子どもたちの言動に向き合う施設職員や里親の悩み、迷い、ときには燃え尽きそうにもなる状態を少しでも和らげ、被措置児童等虐待を予防するための取組を中心に、本書『子どもの安全と安心を護る養育ブック~被措置児童等虐待に陥らないために~』(以下、「養育ブック」)を作成しました。

なお、ガイドラインに示された「虐待に対する対応」に基づく取組については、児童福祉施設協議会が作成した『「子どもの権利を擁護するために」指針』(平成 18 年 9 月作成)や『「子どもの権利を擁護するために」Part 2』(平成 20 年 3 月作成)及び神奈川県子ども家庭課・障害福祉課が作成した『被措置児童等虐待への対応について(行政機関における対応)』(平成 21 年 4 月作成)においてまとめていますので、併せてご活用ください。

私たち養育者は、虐待が子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長や人格の形成に有害な影響を与えるために絶対に許されないことを常に意識しておかなくてはなりません。そのためにも、児童相談所新任職員研修、神奈川県児童福祉施設職員研究会職員研修や各施設における施設内研修、里親研修、新任職員採用時のオリエンテーションなどに、この養育ブックをテキストとして活用していただきたいと思います。また、児童福祉施設協議会では、被措置児童等虐待予防の取組の一環として、本書の取扱についての定期的な確認等、今後の管理も担うことといたします。

最後になりましたが、養育ブック作成にご協力いただきました各機関の皆様方に 心より感謝申し上げます。

平成 22 年 3 月

神奈川県社会福祉協議会児童福祉施設協議会 被措置児童等虐待対応指針研究会

座長 平嶺 一昭

### 目 次

	はじめに	•	•	•	•	1
1	被措置児童等虐待と不適切な対応	•	•	•	•	3
	(1) 被措置児童等虐待とは	•	•	•	•	3
	(2) 不適切な対応とは	•	•	•	•	3
2	と 虐待を予防するための取組	•	•	•	•	5
	(1) リスクのある養育環境であることを自覚する	•	•	•	•	5
	(2) 子どもの言動に刺激を受けることを自覚しておく	•	•	•	•	6
	(3) 具体的にできることとして	•	•	•	•	7
	(4) タイムアウト(一時退去) レスパイト(息抜き)の具体的方策を持つ	•	•	•	•	8
	(5) 子どもの生活史(ライフヒストリー)を丁寧にひも解いていく	•	•	•	•	9
	【コラム】 ヒヤリハットの仕組みについて	•	•	•	•	1 0
3	子どもたちが意思表明できる仕組み	•	•	•	•	1 1
4	施設等における組織運営体制の整備		•			1 4
	(1) 施設運営に外部の目を活用する	•	•	•	•	14
	(2) 職員の支援力とモチベーション向上に取り組む	•	•	•	•	15
	【コラム】 「愛着関係」をどうとらえるか	•	•	•	•	1 7
5	5 再発防止		•	•	•	18
	(1) 施設・里親家庭として検証を行う	•	•	•	•	18
	(2) 力による支配の有無を再確認(再認識)する	•	•	•	•	18
	(3) 風通しのよい組織運営、里親家庭づくりを図る	•	•	•	•	18
	(4) 開かれた組織運営を行う	•	•	•	•	19
	(5) 職員・里親としての資質向上(研修)に努める	•	•	•	•	19
	(6) 子どもたちが意見表明できる仕組みを整える	•	•	•	•	20
	(7) 事故後の対応について	•	•	•	•	20
6	ら 人権擁護チェック表 	•	•	•	•	2 1
7	'     資料:被措置児童等虐待対応指針研究会設置内規		•			22

#### 1 被措置児童等虐待と不適切な対応

子どもたちが安全で安心した生活をおくるためには、職員や里親による力によらない支援と、子ども間における力の支配のない環境が必要です。

- ・子どもが「生まれてきて良かった」と自信が持てるようになるためには、「安心して自分を委ねられる大人の存在(養育者の存在)」が必要です。
- ・集団としての養育の場においては、職員一人ひとりが必要な支援スキルを持った養育者であることはもちろんのこと、職員集団としても、子どもが安心して自分を委ねられる専門職集団であることが求められます。

#### (1) 被措置児童等虐待とは

被措置児童等虐待とは、施設・一時保護所の職員や里親が子どもたちに行う次の行為をいいます。いわゆる児童虐待防止法(第2条)で定義されている行為を施設職員等が行う行為であり、施設等においては、子ども間での暴力やいじめを放置することも指します。

被措置児童等 虐待の区分	内容
身体的虐待	身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
性的虐待	わいせつな行為をすること、又は被措置児童等をしてわいせつな 行為をさせること
ネグレクト	心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、 その他の施設職員等としての養育または業務を著しく怠ること 子ども間での暴力やいじめ等を放置することも含まれます
心理的虐待	著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

#### (2) 不適切な対応とは

施設や里親家庭で生活する子どもたちは、成長過程にある児童期の子どもたちです。自立した生活支援のため躾は不可欠ですが、職員や里親として子どもを躾なければいけないという強い思いが行き過ぎた行為となっていないか、感情を刺激されて思わず不適切な対応等をとっていないかなどを常にふりかえる意識が重要です。

不適切な対応とは、次の行為等をいいます。不適切な対応は力の支配に繋がることにもなり易く、被措置児童等虐待に陥る危険を孕みます。そのためどのような対応が不適切であるのかを養育者間で共通理解し、行わない意識と努力が求められます。

区分	内容
不適切な対応	<ul> <li>子どもの問題行動の背景を考察しない一方的な対応</li> <li>「 だと外出なし!」など、必要以上の行動制限</li> <li>「いい加減にして!」などの感情を爆発させた怒声</li> <li>ひいきや差別をした対応、威圧的な態度</li> <li>子どもの成長に必要な声かけをしない、関わらない</li> <li>乳幼児等の入浴支援場面等での「一人もらいます」など、子どもを物扱いするような声かけの対応</li> <li>同意(事前説明)のない身体的拘束</li> </ul>

力による支配は、 密室の環境下で行われやすい、 「このくらいなら」といった権利侵害の小さな出来事からエスカレートしやすい、 障害特性などに対する専門的知識やスキルがないことから起こりやすいことなどを認識し、職員一人ひとりの支援の透明性の確保や職員相互の自浄作用、子どもたちとのコミュニケーションスキルを向上させることなどが求められています。

定期的な子どもとの聞き取り調査が行われている施設においては、

「職員といろいろな話ができて良かった」

という子どもの声が聞かれたり、

「問題を未然に防ぐには子どもの中に良きリーダーとなる存在があるといい」 「子どもとの話し合いの1対1の時間を作ることが大切」 などという職員の気づきを得られたという報告があります

・ そのような取組は、子どもたちが大人を信頼し、仲間の中で安心して生活できる場の確保の一助となります。



#### 2 虐待を予防するための取組

#### (1) リスクのある養育環境であることを自覚する

- ・まずは、『自分たちが、いとも簡単に不適切な関わりをしてしまう惧れがあり、その不適切な関わりが虐待へと加速度的に繋がる可能性が高い』という 強い自覚が必要です。自覚することが予防の第一歩となります。
- ・「起こす可能性が高い」という自覚がヒヤリハット意識につながります

施設や里親家庭で虐待が起きてしまったとき、「児童福祉の現場でなぜ!」「守られるべき最後の砦で!」というような論評を受けることがあります。それは社会的認識として、子どもが守られるべき児童福祉の現場で、その子どもを職員や里親が虐待するなどということがあるはずがない(あってはならない)という見方がされるからです。

それは認識としては当然であり、私たちにしても、自分たちが取り組む現場で虐待が起きてしまうとは考えたくはありません。まして自分が虐待をするということなど「あるはずがない」と思いたいものです。

しかし現在の社会的養護の現場状況では、『あってはならないのは勿論だけれ ども、起きて(起こして)しまう可能性が非常に高い環境である』という自覚 がまず必要です。

現在の入所理由の約 6 割は虐待を主訴とします。そればかりが理由ではありませんが、施設や里親家庭で養育をする子どもたちのなかに、人間関係が上手に作れない子ども、発達障害を含む関わりの難しさを抱える子ども等の割合は確実に増加しています。

そのことに対してのマンパワーや専門スキル、社会資源としての施設整備は追いついていません。今の施設現場や里親家庭のなかでは、養育者側が知らず知らずの間に感情を揺さぶられ不適切な関わりに陥るリスクが加速度的に高まっていると捉えるべきでしょう。

自覚をしたら、次には具体的な対策を講じましょう(2-(3)参照)。組織運営上では対策を講じても、関わる一人ひとりの養育者自身の自覚が乏しければ対策に意識が伴わず実効力は薄くなってしまいます。また、里親家庭では組織的対策が難しいだけに、里親家庭そのものを支援する体制の強化が児童相談所に求められます。



#### (2) 子どもの言動に刺激を受けることを自覚しておく

- ・ 子どもから思い通りの反応が返ってくることは(意外に)少ないということ。
- ・「余裕がなくなる」+「相手との力関係」において、苛立ちは拒否感情や、支配感情に繋がりやすいということ。それは誰にでも起き得ます。
- ・「思い通りにいかなくて当たり前」、必要に応じて早い段階で支援を求めることが大切です。 抱え込まないで!

社会的養護のもとで育つ多くの子どもは、措置前の家庭で厳しい養育環境下にあったと言えます。それを考えると、新たな養育者を刺激する行動が、自らの傷ついた心身を再生していく上でむしろ不可欠とも言えます。養育者側がある程度の訓練をしていても、子どもの言動に刺激されることから逃れることは難しいでしょう。

養育者自身の養育観の枠組みが確立しているほど、刺激を受けてしまうことが多い場合があります。子どもの言動が「思いもよらないもの」に感じてしまうのです。

「思いもよらないもの」に対する反応は人それぞれですが、養育者自身に余裕がないとき、疲れが溜ってしまったとき、加えて相手との力関係において自分が優位なときには、「思いもよらない言動を示す相手」に対して拒否感情や支配感情が生まれ易くなります。受け止めがたくなったり、抑え込みたくなったりしてしまうのです。

一旦生まれた拒否的感情を整理することは容易ではありません。施設職員、 里親として悩み苦しむところです。そしてこの段階では他者からの指摘を聞き 入れ難くなります。

養育者自身の感情を刺激されてしまったときは、「思い通りにいかなくて当たり前」と切り替えましょう。精神的に楽になりましょう。そして助けを求めましょう。

児童福祉の専門職だから、里親だから、という意識は、知らず知らずのうちに「子どもをきちんと育てていかなくては」という強迫観念を持ってしまうことに繋がります。子どもを責め、自分を責め、苦しみのなかに入り込んでしまいます。

子どもは傷ついているうえに未成熟、そして養育者自身もスーパーマンではありません、うまくいかないことがあって当たり前です。今の社会的養護における子どもたちの養育は、治療的要素の多い、難しいものであり、癒しの過程に寄り添って共に悩んでいく営みです。子どもも責めず、自分も責めず、関係機関に支援を求めて協働しましょう。



#### (3) 具体的にできることとして

- ・ 自分が刺激を受けてしまうパターンを知りましょう。状況を客観視できることが冷静になることに役立ちます。
- ・ 施設組織内では、担当職員だけが不安や課題を抱え込まないための仕組みをつくりましょう。
- ・ 里親家庭からはより早い段階で発信をしましょう。児童相談所は里親の SOSをキャッチしやすい重層的な支援体制をとりましょう。

個人としては拒否的感情にまで至らない段階で、自分の心身バランスを取り 戻す作業が必要です。タイムアウト(一時退去)を宣言してその場から離れる こともいいでしょう。根を詰めて考えることが解決の早道ではありません。一 旦気分転換をしたあとで改めて子どもに向き合うことも大切なスキルです。

個人としてできることの一つとして、自分が何に刺激されるかを自覚しておくことは大切です。「刺激を受けた自分」を客観視することは冷静さを取り戻すことに役立ちます。怪我や病気のときに原因不明のままでは不安が募ることがあるように、因果関係をきちんと捉えることが必要以上の不安やストレスを抱え込むことを防ぎます。

子どもたちの言動が同じものだとしても、関わる大人によってその受け止め 方は違います。そこには、養育者個々人の養育観、社会観、価値観などの違い があるからです。自分はどのような場合に刺激を受けやすいのか、また刺激を 受けた場合にどのような反応をしてしまいやすいのか、という自覚を持ってお くことも、「刺激を受けた自分」を客観視し冷静になることに役立ちます。

組織としてはシステムづくりが求められます。近年小規模小グループ化している施設においては、担当職員が不安や課題を抱え込みやすい体制になりがちです。まずは相談をし易い仕組みづくりをしましょう。

所属グループが混じり合う委員会組織をつくる、会議の進め方や内容、座席の工夫などで活性化を図るなど、人間関係が多様になる具体的な仕組みづくりが重要です。

里親においては里親家庭内で抱えこまざるをえない状況に直面することが多くなります。悩みや困り感を早い段階で児童相談所に発信しましょう。また所管児童相談所の支援だけで現実問題が解決されないと感じたときには、市町村の育児相談等、別の相談機関に発信することも一つの方法です。

里親家庭内での逃れようのない危機感は関係機関にも伝わりにくいことがあります。逆に児童相談所も里親任せになってしまっていないか、SOSをキャッチし易い重層的な支援を行いましょう。



#### (4) タイムアウト(一時退去)、レスパイト(息抜き)の具体的方策を持つ

- ・ 頭で理解していても、実生活での子どもたちとの対応のなかでは感情が刺激されることがあります。物理的な距離をおくこと(時間・空間)や気分転換をはかれることが大切なスキルです
- ・「時間」「空間」「気分転換」、3カンを上手に使いましょう!

今まで述べてきた自覚や意識、システムについては、頭では理解できることであり、理解をすることで予防につながる一義的なものになります。

しかし時には、頭で分かっていてもなお、感情が刺激されて如何ともしがたいというときがあります。

タイムアウトしましょう。大切なことです。子どもが興奮した時にタイムアウトをさせるということが援助技術の一つとして言われますが、養育者自身が能動的にタイムアウトすることも必要です。コンディションの整わないままにやみくもに立ち向かうことは事態を悪化させることになります。

タイムアウトの具体的方策として、施設では共通認識としての仕組みづくりを行い、子どもも含めて全体周知しておくとよいでしょう。例えば、「気持ちが高ぶって落ち着いて話ができなくなった場合には、どこどこの部屋で 分間過ごし、まずは気持ちを鎮めよう。」「担当職員が冷静に話を出来なくなったときには、他の職員に声をかけて一度その場を離れよう。」など、実際に可能なものを定めましょう。

里親家庭でのタイムアウトは簡単なことではありません。限られたスペースでの工夫となるので、普段の生活のなかで前もって子どもとの約束事にしておくなど、その子に応じて出来そうなことを模索していくことになるでしょう。

非常時の緊急避難的なタイムアウトとともに、日常的な子どもとの関わりのなかで慢性的に溜めこまれている疲労やストレスに対しては、レスパイトを考えましょう。

今の施設や里親養育の多くの現実は、日々困難な対応の連続であり、余裕の持てない育児環境であることは否めません。助けを必要なときに求めないことは結果的に子どもたちへの適切な支援を欠くことになります。

レスパイトは待っていて与えられるという形にはなりにくいものです。自分で探してみましょう。また施設ではケア体制における工夫の余地を探してみましょう。

息抜きは「手抜き」とは違います。再度取組むための「リフレッシュ」です。

つかれたときは ゆっくりしようよ。



#### (5) 子どもの生活史(ライフヒストリー)を丁寧にひも解いていく

- ・ 現象面 (その場の状況)だけに反応した対応は対症療法になりがちです。
- ・表面化していない課題を見つめることで、現象面のみに反応することを防 ぎます
- ・ その子どもの生活史を丁寧にひも解いていきながら、子どもの言動の理由 を考えていきましょう。それでも一歩一歩の取り組みです。

子どもへの対応に苦慮するとき、まずは目の前の現象に対処していくことになりますが、一段落ついて少し余裕が生まれたところでは、その現象のもとになる課題を考えていくことが必要です。現象面だけに反応してしまうことは子どもへの対応が対症療法になりやすくなります。

ことに施設においては職員側に同じ状況と課題を共有する仲間としての集団 心理が働くので、現象面への職員個人の反応がマイナスなものであったとして も、「やむなし」という意識が集団に波及していくことに注意をおかなくてはな りません。

施設全体として子どもの言葉や態度を冷静に捉え、表面化していない子どもの課題を見つめていこうとする土壌が保たれていると、直接のケア担当職員が子どもの言動に反応しても、施設全体としては冷静な対応を図れます。

第一歩はその子どもの生活史(ライフヒストリー)を丁寧にひも解いていくことです。児童相談所からの情報が不十分な場合には知りたい内容を伝え調査をしてもらいましょう。措置段階や委託時には情報が乏しいことが多いものです。

限られた情報のなかからその内容を深く詳しく読み取っていくにはトレーニングが必要です。施設においてはジェノグラムやライフヒストリーの作成や、必要に応じて心理職員やスーパーバイザー役割をとれる職員等も含めての支援計画の策定など、子どもたちそれぞれの表面化していない課題を探っていくことが必須です。

里親家庭内においては心理職員やスーパーバイザーの存在がありませんが、 里親相談員や他の里親仲間に相談するほか、里親会としてバックアップしても らうと良いでしょう。また、多面的に考えていく資源として児童相談所や家庭 養育支援センター等を積極的に活用しましょう。

一人ひとりの子どもが抱える痛みや辛さ、課題等をきちんと捉えておくことは、子どもが現象面で表出する言動に刺激されることを予防します。「思いもよらない行動」として見えていたものが、「その子にとっては必然な行動」と解釈していけるようにもなります。

私たちが施設職員や里親になった初心に立ち返ってみましょう。子どもも自 分自身も課題だらけですよね。みんなで支え合いながらあせらずにじっくりと 進みましょう。

## ヒヤリハットの仕組みについて



被措置児童等虐待に該当するほどの子どもへの重大な権利侵害行為が起きてしまったときには、その予兆としての不適切な関わりが起きていることが多いものです。

予兆をヒヤリハット意識で逃さないことは大切なことです。そのため養育の場において もシステムとしてのヒヤリハット機能を有することが望ましいでしょう。

しかしまた、養育の場におけるヒヤリハット機能には難しい側面もあります。行為への 指摘が相手を全否定するものではなく、むしろ相互に向上していくためのものだという組 織全体での強い決意と意識化が必要です。施設長のリーダーシップが求められます。指摘 を受けた職員に対する心理面へのフォローアップ等の役割と配慮も必要でしょう。

ヒヤリハットシステムは硬化した人間関係では機能しません。「笑い」や「和み」が組織内に生まれる工夫もしてみましょう。

ある施設では、職員会議の冒頭 20 分を利用して、ピカリホットという名称での和みのグループセッションをとりいれています。例えば「もし、あなたが子どもに愛情あふれるお弁当をつくるとしたら」というお題で男性職員がお弁当メニューを考え、それを女性職員や子どもで投票を行い、最優秀(一番人気)だったものは次回までに実際にその職員に作ってきてもらうなど、お互いの個性や知られざる面を引き出し、笑いがこぼれる内容が各回ごとに工夫されます。会議ではストレスを高く感じる議事内容が続きます。真剣な討議をする前の心の準備体操として緩急バランスを保つ工夫といえるでしょう。

権利侵害に繋がるヒヤリハットでは、自分自身の子どもへの関わりにおいて不適切であったという反省を意識的に文書化して報告し、それを全体共有していくことも有効です。被措置児童等虐待に繋がる不適切な行為も、初期段階では程度の軽いことから始まります。その段階で自らの過ちをきちんと認め、ケアに携わる全体の問題として共有していくことで、自らの行動変容に繋がりやすくなります。さらに経験深い職員から率先してヒヤリハットに取り組むことが施設全体の意識を向上させます。

過ちをおこさないことを重視しすぎると、事実隠蔽を引き起こしやすくなります。そして、事実隠蔽は事態を決して好転させず、負のスパイラルへと進みます。

里親においては単独では自らの悩みに埋もれてしまいます。里親会などでの悩みの共有 やふりかえりができることが望まれます。里親を所管する児童相談所や家庭養育支援セン ターにおける積極的な仕組みづくりも求められるでしょう。

「ちょっとよくなかったかな・・・」

「そうだ、ヒヤリハットを活用し、共有して考えよう」

#### 3 子どもたちが意思表明できる仕組み

子どもが意思表明できる仕組みは複数必要です。措置委託される子どもは、 措置委託時点では様々な不安があり、また、施設や里親家庭で過ごすための約 束事など覚えなければならないものも多く、とても権利についての説明を受け るだけの余裕はありません。

措置委託後も、しばらくは施設や里親家庭での生活に慣れるのが精一杯で、 自分自身の置かれている状況や権利について、じっくり考える時間は取れない でしょう。

従って、措置委託時に説明するほかにも、新たな生活に慣れてきたところで、権利ノートに書かれている質問はいつでもできることを改めて説明することが求められます。権利ノートのハガキや封筒以外にも意思表明できる方法が用意されていれば、「いつ」「どの方法で」意思を表明するかを子ども自身が選択することができます。

- ・ 子どもの言葉に向き合って(適切に、真摯に)対応しましょう。
- ・ 客観的な視点で子どもの最善の利益の視点での援助を心がけましょう。
- ケアの質の向上という観点からも、子ども自身の意見や意思を尊重する 支援が重要です。

#### 意見表明の仕組みと留意点

表明の方法	施設・里親が できること・注意すべきこと	児童相談所が できること・注意すべきこと		
措置委託時の オリエンテー ション	措置委託中の意思表明の方法を 説明し、子どもが理解できている かを確認します。 入所(委託)時は、他にも 説明事項が多いので、意思 表明の仕組みを伝える程度 とします。	左記の場に同席し、説明・補足等子どもの理解を支援し、わからないことがないか確認し質問をし易くしましょう。  (入所前の児童相談所職員と面接のときに説明することも有効です。		
権利ノート	説明にあたっては、本人・児童相談所・施設(里親)の三者が同席 利ノート 内容について三者が確認し合えるよう努めます。			

明主体とな	意思表明の大切さ、意思表明するとどうなるか(どう処理されるか)、具体的な表明方法等をイラストで示すなど分かりやすく解説しまった、施設では「子どもの権利ノート職員ハンドブック(平成17年4月)を、里親家庭では「子活も相手を表している。	権利ノートを活用しているか (紛失していないか)を、その後 の訪問時に確認する必要があり ます。 権利ノートに添付されているハ ガキや封筒の活用も説明しましょ う。
	子どもの意思表明内容も盛り込みま	     後以内とし、自立支援計画票の中に     ます。   ても、子どもの家庭復帰等に対する
自立支援計画	本人の理解度に合わせたガイドができているか確認し、児童相談所と策定した後は施設長の決 裁を得ておきます。	意思表明に対する意向(仕組み についてどう思うか、有効に活用 できたか等)を確認します。 子どもとの面接時期などを記載 します(児童心理司と要調整)。
権利に関する 学習会、施設 の自治会活動	自らの権利や必要なルールについて理解できるような学習会を開催しましょう。 魅力ある生活づくりのための自治会活動等で、自ら意見が出せるようサポートしていきます。	左記の活動について、必要に応 じてオブザーバーとして参加しま す。
意見の聞き取り	必要に応じて施設職員・里親に よる子どもからの丁寧な意見の吸 い上げを行いましょう。	児童相談所は施設・里親との連携を緊密にし、子どもに寄り添う体制の強化が必要となります。
意見箱	使い方、意見に対するとのでは、意見にい、これでできる場ででは、ないのではないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではないのではないでは、ないのではないではないのではないのではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	

ポイント	<ul> <li>・意思表明に対し、当事者だけで処理完了としない仕組みが必要であり、児童相談所の担当者(施設長も含む)へ伝えることを徹底しましょう。</li> <li>・電話相談等の外部相談機関について情報提供することも重要です。</li> <li>・意思表明の仕組みは必要ですが、何より、特別な仕組みを作らなくても、日常生活の中で継続的に意思表明する大切さを伝え、その力を身につけさせ、意思を引き出し、些細な意思表明も尊重し(もちるん、全て言うことを聞くということではありません)、表明された意思にきちんと対応する姿勢を伝えていくことが重要となります。</li> </ul>
	<ul> <li>子ども自らが被害を訴えることが困難な場合(乳児、重度障害者等)職員相互の協力や里親と児相職員との連携により子どもに寄り添う支援の中から、子どもの思いを受け止めることが必要です。</li> <li>里親を孤立させないための精神的支援としての里親メンター事業の推進も求められています。</li> </ul>
権利侵害の訴 え(届出)があ った場合	訴えた子どもの権利が守られ、また第三者に意見を述べやすくなる よう適切な対応をとりましょう。

#### 里親メンター事業

メンター (Mentor) とは、ギリシャ神話のトロイ戦争に出て〈る名教師の名に由来し、よき指導者、助言者、顧問という意味。里親メンター事業は、里親を孤立させないための精神的支援を目的としたもので、NPO法人「アン基金プロジェクト」が始めたものです。里親を経験し社会福祉援助技術などの研修を受けたメンターが、社会福祉・心理・保育の専門家とチームを組んで里親に寄り添うために活動し、希望する里親に対してメンターによるおおよそ月 1 回の定期訪問、ソーシャルワーカーによる 4 カ月に 1 回の訪問が行われます。

既に首都圏で実際に活動が行われており、神奈川県からも数名の有志がメンターとしての研修を受け、活動に参加しています。

#### 「児童の権利に関する条約」

第12条 子どもが自分の意見を言う権利(意見表明権)

締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。



#### 4 施設等における組織運営体制の整備

児童の権利に関する条約では「児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた 発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべ きである」とされています。しかし、施設等に措置されている子どもは、この 大切な家庭環境から分離されています。その理由は、「親が子どもを虐待し若し くは放置する場合又は親が別居しており子どもの居住地を決定しなければなら ない特定の場合」と判断され、子どもの最善の利益のため、施設等の利用が必 要と決定されたからです。

つまり、家庭に代替する「幸福、愛情及び理解のある雰囲気」を施設・里親と して提供しなければなりません。

施設運営は、施設長・施設職員等が「子どもの最善の利益」という福祉サービスの理念の実現のためにチームとして協力団結し、職員間の相互理解と信頼関係を築くことが重要であり、開かれた施設運営のためにも次の取組が求められます。

#### (1) 施設運営に外部の目を活用する

福祉サービス評価事業等の活用

施設は、福祉サービス第三者評価事業や子ども人権審査委員会による施設サービス評価事業を受審する前に自己評価を行います。この自己評価が自らの組織運営を客観的に見直す機会となります。その上で評価者の評価を受けることでよりよい支援に向けての方向性を見出すことができます。こうした評価を受けて常に冷静に、また謙虚に組織全体を見つめることはとても大切なことです。

#### 第三者委員やオンブズパーソンの活用

福祉サービスは人的サービスのため、すべての子どもが満足できるサービスを提供することには限度があります。しかし、一人ひとりの自己実現を目指すためには、日々の生活状況を見直し、改善策を検討する必要があります。そのためには、定期的な第三者委員による施設内観察や苦情、要望等を受け止め、風通しの良い施設環境を作ることが良策です。

- ・ 開かれた施設の運営のためには、施設外部からの目は必要不可欠と認識 しましょう。
- ・ 里親家庭への児童相談所職員等の定期的訪問も定例化しましょう。
- ・ 多忙の中だからこそ、日頃から業務の振り返りが必要です。
- ・ そのために「人権擁護チェック表 (P21参照)」を活用しましょう。

#### かながわ子どもサポートの活用

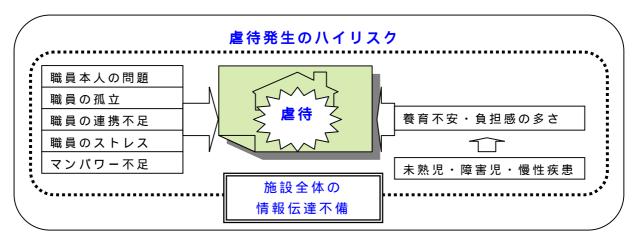
施設内で問題が生じた場合や生じる恐れがある場合には、児童福祉施設協議会の第三者機関である「かながわ子どもサポート」を活用し、早期解決を図ることも大切です。

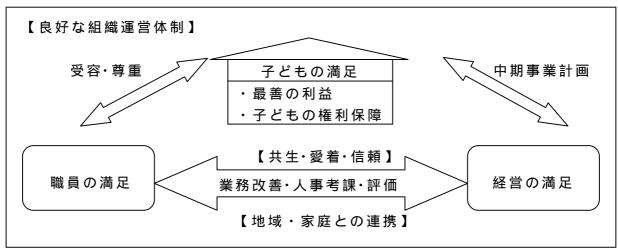
実習生や地域住民等ボランティアの積極的な受入れ

実習生やボランティアは直接子どもの生活に触れる機会が多いため、職員が 慣れて見過ごしていることに気がつくことがあります。そのような気づきを貴 重な意見として受け止め、子どもの視点に立ち、謙虚に検討することも大切なことです。子どもや外部の人が気がついた意見を反映できる体制が整備されていることが、風通しのよい開かれた施設と言えます。

#### (2) 職員の支援力とモチベーション向上に取り組む

施設として子どもの最善の利益を提供できる組織体制を築くことが最も重要となります。そして、その体制を全ての施設職員が理解していることが前提となります。こうしたことから、次のような組織づくりの検討が重要となります。





組織力は、 職員の関係性、 課題の構造(目標・方向) リーダーの地位・ 立場、 リーダーの影響力によって決定されます。

虐待防止は、施設全体の課題であり、リーダーである施設長は常に子どもの最善の利益を追求し、適切に支援できるよう努めなければなりません。リーダーの影響力は職員の支援力やモチベーションと深い関係を持っています。全てがトップダウンの組織運営は職員の活力を弱める原因にもなりますので、職員が発言できる場の提供が必要です。職員一人ひとりが施設を担っているという自信と仕事に対する責任が持てるよう導くのが施設長の役割です。

福祉事業を福祉サービスとして捉える場合には、サービスの品質を安定的に 提供することと常に改善向上させる必要があります。そのためにはサービス管 理システムの導入も有効です。福祉サービスの利用者のニーズや価値観及び希 望を調査した上で(マーケット・インの考え方)計画を立案し、サービスの提 供、実践過程の記録、品質や利用者満足度の評価等をチェックしなければなりません。いわゆるPDCAサイクルによるサービス管理を行い、サービス内容の向上を追求することが望ましいでしょう。

福祉サービスは人が人の生活に関与する仕事ですから、全てが商品を管理する方法や考え方では不都合な場合があります。大切なことは現状を適切に把握した計画を立案し、実施したことを振り返り、更なる課題を見出すことです。 そのためには職員間の報告、連携、相談がキーワードとなります。

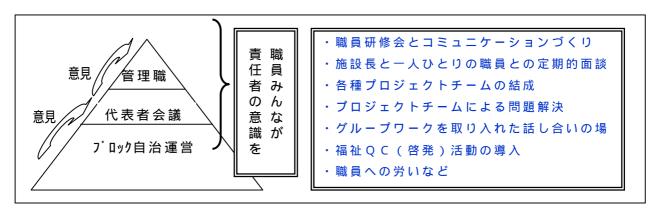


**PDCA サイクル**: PDCA cycle, plan-do-check-act cycle は、事業活動において管理業務を計画どおりスムーズに進めるための管理サイクル・マネジメントサイクルの一つ。

- 1. Plan (計画):従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する。
- 2. **Do** (実施·**実行**):計画に沿って業務を行う。
- 3. Check(点検·評価):業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する。
- 4. Act (処置·改善):実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする

職員のモチベーションは自由に意見が言い合える職場環境や職員間の人間関係に左右されます。職員のモチベーションを上げるための工夫も支援力向上に繋がります。

#### 【職員のモチベーション向上のための工夫】



#### 福祉QC活動について

日本福祉施設士会が平成元年に産業界のTQC(Total Quality Control)を福祉施設に導入を図ったものです。職場の小グループ単位の自主的改善活動であり、自己啓発、相互啓発による改善意欲を高める活動です。人材育成や職場の体質改善と活性化に役立つ取り組みです。

# 「愛着関係」をどうとらえるか



こんにち、児童福祉に携わる人で、「子どもと大人の愛着関係が大事だ」ということに反対する人は、まずいないといってよいでしょう。なにしろ、それを支持する情報は絶えず発信されていますから。たとえば、乳幼児期の養育者との愛着関係が脳神経回路の発達に深く関与し、身体発育、情緒の安定、外界への好奇心、自分と他者双方への肯定的な認識などを促すこと。逆に、そこで深甚な不具合を経験した場合、情緒・思考・行動などの多方面にわたる失調が予想されること。虚言、盗癖、粗暴な言動…等々、私たち社会的養護に従事するものなら誰もが出会うこうした「問題行動」も、この観点から説明されたりします。そして実際、それが大事だということは確かなことです。

しかし、そうした愛着の重要性を知るがゆえに、かえって自分・子ども双方を追い詰める結果になることも、現場では往々にしてあるように思われます。というのも、「愛着関係をしっかり作ろう、作り直そう」と目指しはするものの、その努力がしばしば思うようには報われないためです。こんなときには、「愛着」の原義に立ち返ってみることが有益かもしれません。

愛着は、現在、二者関係における「愛情(信頼)の絆」といった情緒的な意味合いを前景にしてとらえられがちです。しかし本来は、「個体が危機的な状況になったとき、他の個体に"くっつく"ことで安全の感覚を回復・維持する」といった動物行動学的な色合いの強いものでした。つまり、愛着行動は元来、安全の感覚を回復・維持するための「手段」であって、「目的」ではないのです。ですから、ここで重要なのは、「この子にとっては、何が安心できる状況なのか」という観点です。たとえば、恐怖を鎮め安心感を与えてくれるはずの養育者との関係が、同時に恐怖の源泉でもあるという矛盾(しかもどちらが現れるのか予測不能)を経験してきたような生育歴を持つ子どもにとっては、密接な二者関係を作ろうとする積極的な働きかけが、むしろ不安や恐怖を喚起する場合だってありえます。そのような場合には、二者の情愛・信頼関係を作ることは至上命題ではなく、その子にとって安心できる環境をどうにか見出すことのほうが優先だと考えられます。

「愛情(信頼)の絆」はもちろん大事です。しかし実務上は、それは「目標」とするよりも、安心感を維持するケアを日々繰り返す中で「結果として」育まれるもの、形成されたらもうけもの、くらいにとらえておいたほうが良いように思われます。そのほうが本来的な理に適っていますし、二者関係が煮詰って破壊的に作用する事態から少しは遠ざかれるかもしれません。とはいえ、ひとたび子どもが問題を起こせば、「自分との関係が不十分だからかもしれない」「この子にとって自分は何なのだろう」と思い悩むのが養育者というものの少し悲しい性なのかもしれませんが…。



#### 5 再発防止

(1) 施設・里親家庭として検証を行う

施設・里親家庭として、何が起きたのかを調査し、どうして起きたのか(施設では、職員個人の問題だけでなく、組織の問題はないのかなど)を検証し、調査・検証結果はできる限りすべての職員、里親の家族が共有することが必要です。

- ・ 調査、検証した内容を子どもたちに聞かれたときに、関わる養育者全員 がきちんと同じ説明ができることが、子どもたちの安心につながります。
- ・ 子どもたちは内容を知った上で聞いてくることもあるため、その場しの ぎの説明は養育者への不信につながります。
- (2) 力による支配の有無を再確認(再認識)する

職員一人ひとりが定期的に日常の支援について振り返ることが重要です。

- ・躾という思いが過剰になってはいませんか〈懲戒権の濫用〉。
- ・感情的に怒鳴る・大声を出す、威嚇・威圧する、人格を辱める、無視するなどの行為を行っていませんか。
- ・「出て行け!」など心理的に追い詰める言葉を発していませんか < 言葉による暴力 > 。
- ・子どもが抱えている背景を考慮せずに対応していませんか。
- ・子ども間のいじめなどを放置していませんか。
- ・子どもの訴えを聴く姿勢が持てていますか<意見表明権・知る権利への対応>。
- (3) 風通しのよい組織運営、里親家庭づくりを図る

子どもたち一人ひとりにとって何が必要なのかを見極め、その内容や子どもの意向が自立支援計画に盛り込まれているかを精査するとともに、担当者一人で抱え込むことなく、施設として意思統一をして個々人の指導にあたることができるように幹部職員が自立支援計画の進行管理を行うことが必要です。

里親家庭については、里父と里母がよく話し合い、里親対応専門員を始めとした児童相談所の職員と連携し、何が子どもにとって必要なのかを見極め、養育にあたることが求められます。

- ・自立支援計画の着実で効果的な実行が求められます〈進行管理が大切!〉。
- ・ 職員個人ではなく、チーム・施設としての対応が必要です。
- ・ 里親の思いだけではなく、児童相談所職員との連携による養育が求められます。

- ・ 施設での各種会議が、本当に有効に機能しているか再検討してみましょう。
- ・ 専門家等の参加により、開かれた機関となることも求められています。
- ・ 施設における組織全体が、同じ方向を向いて子どもを支援することが 必要です(寮、ホームなどの独自性を保ちつつ、そのことを職員が相互 に理解し、子どもたちが混乱しないよう、説明できるようにしましょ う!)。
- ・ 子どもの混乱を避けるためにも、里父と里母が、意思の統一を図って 養育にあたることが大切です。

組織等の自浄作用(力のある人、経験のある人にも他の人が意見が言える)、職員(里母・里父)間の信頼関係の強化、及び職員・里親の疲弊感の除去が重要となります。

- ・ 何でも言い合える(ただし責任を持って)、風通しのよい施設運営が大切です。 また、職員・里親へのメンタル面への配慮も必要となります。
- ・ 施設では、ヒヤッとしたこと、ハッとしたことの速やかな幹部職員への報告、リアルタイムでの処理とともに、その積み重ねによる支援体制等の改善への取組が大切です。
- ・ 子どもの養育が、里父、里母どちらか一方の意見に左右されていませんか? ヒヤッとしたことハッとしたことが、里父と里母の間で共有され、その内容によって必要なものは、児童相談所に報告や相談することが求められます。

#### (4) 開かれた組織運営を行う

第三者委員やオンブズパーソンなどの「外部の目」を入れることが重要です (詳細は「4施設における組織運営体制の整備-(1)施設運営に外部の目を活用 した取組(P14)」を参照)。

#### (5) 職員・里親としての資質向上(研修)に努める

措置委託児童の傾向を全職員・里親が再認識するとともに、子どもたち一人ひとりを一人の人間(人格)として尊重し、自尊心を高められるような支援や、社会に出たときの礎となるようなお互いの信頼関係が作れる支援を基本としていることを再確認しましょう。

様々な課題を抱える子どもを受け入れていることから、職員・里親への研修の 充実とともに、外部の社会資源の活用についても重視する必要があります。

- 子どもは権利の主体であることを再認識しましょう!
- ・ 子どもの立場に立った(寄り添う)支援の実践が必要です。
- ・ 子どもがホッとできる居場所はありますか?工夫してそのような場所を確保しましょう。
- ・ 何より求められているのは、自己肯定感の低い子どもたちが、自分の大切 さを実感できる支援の実践です。
- スーパーバイザーの役割は誰が果していますか?役割を明確にして実践しましょう!
- ・ ケーススタディーなどを取り入れた職場研修の実施や、外部の研修に参加 しやすい体制を整え積極的に参加しましょう。全員が年1回以上の研修参 加を目標に!
- ・ 問題や課題を抱え込まず、保健所、社協、学校などの機関・組織を活用しましょう。
- ・ 里親においては民生委員・児童委員、主任児童委員などの人材を活用し 少しでも現状を改善しましょう。

#### (6) 子どもたちが意見表明できる仕組みを整える

児童の権利に関する条約を机上のものとしないためには、子どもたちが意見表明できる仕組みを再認識し、実践することが求められます(詳細は「3子どもたちが意見表明できる仕組み(P11)」を参照)。

#### (7) 事故後の対応について

事故が起きてしまった場合には、施設においては児童福祉施設協議会が作成した『「子どもの権利を擁護するために」指針』(平成 18 年 9 月作成)を、里親においては、例えば神奈川県における「里親養育ハンドブック」(制度編)などを参考にして対応を図ります。

なお、具体的な行政機関の対応は、例えば神奈川県においては神奈川県子ども家庭課・障害福祉課が作成した『被措置児童等虐待への対応について(行政機関における対応)』(平成 21 年 4 月作成)等に沿って行われます。

事故後の改善計画の進捗状況については、施設内部での検証とともに、必要に応じて神奈川県子ども人権審査委員会、横浜市福祉調整委員会、川崎市オンブズパーソンなどの第三者委員会による検証が、開かれた施設運営の面からも必要となってきます。

事故のあった施設は、可能な範囲で事故について情報をオープンにし、他施設や神奈川県児童福祉施設職員研究会などは、その情報をもとに意見交換を行うなど、施設間の情報共有と意見交換による気付きが必要です。そのことが、子どもたちへのより良い支援につながります。

#### 6 人権擁護チェック表

#### 「子どもとの関わりをふりかえってみましょう」

~ 里親や乳児院、児童養護施設等でチェック項目としてあげられているもの等から ~



- ・子どもが怪我をするような暴行はしてはならない
- ・子どもにわいせつな行為をしたり、させたりしてはならない
- ・心身の成長を妨げるような減食やほったらかしをしてはならない
- ・暴言や無視など子どもの心をひどく傷つけることをしてはならない
- ・子どもが上記のような目にあっている場合にそのままにしてはならない

#### <目標としての10項目>

- ・一人ひとりの良い点を見つけて褒めていけるようにしましょう
- ・子どもが上手に表現できない気持ちを感じて受け止めるように心がけましょう
- ・その子どもの今までの生活史(ライフヒストリー)を丁寧に捉え、一人ひとり に応じた適切な関わりを探していきましょう
- ・安全で安心で清潔な生活環境を整えるようにしましょう
- ・子どもに対して感情的になって大声を出してしまったり、思わず怒りをぶつけてしまったときには、静かに思い起こして反省するようにしましょう
- ・自分の関わりがよくなかったときには、子どもにきちんと謝るようにしましょ う
- ・子どもが泣いているとき、訴えているとき、不安なとき、寂しいとき、その表現を見逃さずに思いをしっかり感じて応えていくようにしましょう
- ・子どもの考えや意見を聴き、年齢や発達に応じてしっかり話し合うようにしま しょう
- ・子どもの性の発達を考え、年齢や性別に配慮をした対応を心がけましょう
- ・子どもとのやりとりのなかで、疲れたり苛立ちを覚えたりしたときに協力して 対応できるように、日頃から里親家族間や施設職員間のつながりを大切にしま しょう

#### <日々の4つの自己チェック項目>

- 3
- ・ 今日の朝の挨拶や送り迎えは笑顔でできましたか?
- 今日は子どもを何回ほめましたか?
- 今日は子どもに厳しい言葉を投げつけませんでしたか?
- ・子どもがわがままと思えるような行動や態度をとったとき、一呼吸おいてから 丁寧に自分の思いを伝えようとしましたか?





はじめに

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会施設部会児童福祉施設協議会 8 月施設長会 (H21年8月5日開催)におけて『「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」に 関する取組について』の検討の場の設置及び指針作成について了解されたことを受け、「被措置児童等虐待対応指針研究会」を次のとおり設置する。

#### 1 趣旨

厚生労働省は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行(平成 21 年 4 月 1 日)を受け、被措置児童等虐待対応ガイドライン(以下「ガイドライン」)を作成し、 被措置児童等虐待に関して関係部局の連携体制、 通告等があった場合の具体的対応の体制整備、 対象施設の協議会等との連携の強化及び被措置児童等虐待対応の周知、 被措置児童の権利が侵害されている場合の子どもの保護や施設等への適切な指導等被措置児童等虐待の発生予防から再発防止等総合的な取組について行政に対して通知した。

このガイドラインを受けた行政及び社会福祉施設における早期発見・早期対応・再発防 止及び予防等への取組を具現化する。

#### 2 ガイドラインの概要

- (1) 基本的な視点
  - ア 虐待を予防するための取組
  - イ 被措置児童等が意思表明できる仕組み
  - り 施設における組織運営体制の整備
  - I 発生予防から虐待を受けた児童の保護、安定した生活の確保までの継続した支援
- (2) 虐待に対する対応
  - ア 早期発見のための取組、通告・届出の体制
  - イ 初期対応
  - ウ 状況把握、事実確認
  - I 被措置児童等に対する支援
  - オ 施設等への指導
  - カ 審議会の体制・対応及び公表
  - ‡ 再発防止

#### 3 ガイドラインへの対応

- (1) 行政に期待したい事項
  - ア 県下の児童福祉施設は、4県市の児童を受入れており、行政の枠組みを超えて一体的に運営していることから、行政は虐待等事が起きてからの対応のみならず、全県的に早期発見・早期対応・再発防止・研修啓発等に具体的に取組む必要がある。
  - イ 児童福祉審議会にあっては、児童福祉施設で受け入れている児童の現状(被虐待児・ 発達障害児等児童の特性への対応困難度など)等施設等の取組状況を定期的に把握し、 子どもの権利擁護や自立支援の具体的な充実に努める必要がある。
  - り 県下の社会福祉施設は、小規模化・ユニット制による支援体制が促進されている中にあって、住環境の個室化による「ケアの孤立化・密室化」の防止が急務となってい

る現状を踏まえ、職員体制、職員資質の向上等具体的な対策の充実に努める必要がある。

I 児童相談所は、児童の安全を確保するため、虐待等の調査・事実確認・一時保護・再 発防止等の迅速な対応ができる体制の充実に努める必要がある。

#### (2) 社会福祉施設が対応したい事項

- ア 社会福祉施設は、被虐待児や発達障害児の受入れが増加傾向にあって、様々なリスクを抱えた児童が入所してくる現状を踏まえた虐待の予防の充実に取組む必要がある。
- イ 社会福祉施設は、子どもの苦情や要望など意見を受け止めるしくみや、かながわ子 どもサポート・第三者委員等を活用した開かれた施設運営の充実に取組む必要がある。
- り ガイドラインで示された「基本的な視点」「虐待に対する対応」に基づく、児童福祉施設(一時保護所含む)において対応すべき事項等の協議及び対応の共有化が必要である。

#### 4 ガイドラインを具現化するための取組

ガイドラインで示された「基本的な視点」「虐待に対する対応」に基づく、児童福祉施設(一時保護所・里親を含む)において対応すべき事項等の協議の場として「被措置児童等虐待対応指針研究会」を設置し、詳細については次のとおりである。

#### (1) 研究会設置の目的

厚生労働省が定めた「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づく、被措置児童等虐待の 発生予防、 早期発見、 迅速な対応、 再発防止等を網羅する指針を作成し、神奈川県内の児童福祉施設等における被措置児童への虐待に対応する取組のガイドラインとする。

#### (2) 研究会の構成

- ア 研究会は、県社協施設部会児童福祉施設協議会に設置し、その構成員は別表のとお りとする。
- イ 研究会に座長を置く。
- り 研究会の庶務は、神奈川県社会福祉協議会において処理する。

#### (3) 検討内容

- ァ 虐待等の予防のための取組
  - (ア) 虐待を予防するための取組について
  - (イ) 被措置児童等が意思表明できる仕組みについて
  - (ウ) 施設における組織運営体制の整備について

#### イ 虐待等への対応のための取組

- (ア) 早期発見のための取組、通告・届出の体制について
- (イ) 初期対応(虐待を受けた児童の保護を含む)について
- (ウ) 状況把握、事実確認について
- (I) 被措置児童等に対する支援について
- (オ) 再発防止について

#### (4) 検討スケジュール

・協議する場(研究会等)の設定・・・(H21年9月)

・指針(案)の作成 ·・・(H21年11月)

・指針(案)に対する意見募集 ・・・(H21年12月)

・指針の作成 ・・・・(H22年1月)

・指針の各施設等への周知 ・・・・(H22年2~3月)

・指針に基づく対応 ・・・・(H22年4月~)

#### (別表)

#### 被措置児童等虐待対応指針研究会

NO	委員名		所属名	職名	備 考
1	鶴飼	一晴	唐池学園	施設長	
2	福田	京子	高風子供園	"	
3	鈴木	寛	新日本学園	<i>II</i>	
4	島田	恭子	白百合ベビーホーム	"	
5	平嶺	一昭	中里学園	<i>II</i>	
6	内海	新祐	旭児童ホーム	臨床心理士	
7	村岡	薫	鎌倉児童ホーム	FSW	
8	霜田	祐之	向陽学園	副園長	
9	星野	崇	神奈川県里親会	県里親会長	
1 0	牛島	秀保	総合療育相談センター	地域企画課長	子ども人権関連代表
1 1	浜田	尚樹	県中央児童相談所	虐待対策支援課長	県児相代表
12	成島	正浩	川崎市中央児童相談所	相談一係長	市児相代表
13	徳江	操	県相模原児童相談所	養護課長	県児相一時保護所代表
1 4	松山	位	横浜市南部児童相談所	一時保護所担当課長	市児相一時保護所代表
1 5	さ木大	ち子	県子ども家庭課	主査	
1 6	後藤浩	一郎	県障害福祉課	<i>II</i>	オフ゛サ゛ーハ゛ー
17	古張	忍	神奈川県社会福祉協議会	社会福祉施設・団体担当	事務局

<sup>\*</sup>記載順不同、 は座長、 は副座長を表す。